破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第５０４４号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目37番地の４、前住所兵庫県尼崎市東園田町８丁目70番地　エスト東園田　705号
債務者　大屋　美香（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新宅　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６４号
兵庫県芦屋市南宮町13番４―303号
債務者　河野　宏和
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　直哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８１号
神戸市西区美穂が丘３丁目１番地　６―404号
債務者　中居　直彦
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２２６号
神戸市西区王塚台１丁目79番地　414号
債務者　岩野　克則
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月22日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１０４２号
神奈川県高座郡寒川町倉見2224番地３
債務者　小泉　進一
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦ひとみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月15日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３９号
愛知県豊橋市大橋通３丁目64番地２（205）
債務者　Ｋａｗａｉこと菜野’ｓキッチンこと川井　英雄
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　正裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月１日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２３５７号
神奈川県綾瀬市大上３丁目６番３―203号、旧住所神奈川県海老名市上今泉３丁目２番４―303号
債務者　山田　秀樹
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　直大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２号
大分県宇佐市大字樋田38番地の15
債務者　佐野　美和
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武内　庸泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第１９９９号
名古屋市北区元志賀町２丁目109番地の２ハイツ光２Ｄ号
債務者　黒木　義春
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　有美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９４０号
愛知県半田市山代町１丁目107番地の１　ロイヤルヒルズ山代壱番館２Ｂ号、従前の住所愛知県知多郡南知多町大字片名字新師崎14番地の５
債務者　坂本登喜子
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細井　靖浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５０５４号
大阪市生野区巽東３丁目２番28号　パークハイム北巽502号
債務者　高本維哉こと　高　　維哉
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　智仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０９９号
大阪府羽曳野市大黒175番地の13
債務者　髙橋由貴江
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土生　康晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１００号
大阪府羽曳野市大黒175番地の13
債務者　髙橋　雅至
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土生　康晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５６７号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下49番地１　鈴木住宅７、旧住所埼玉県越谷市南越谷５丁目４番地６　エクレール南越谷411号
債務者　塩沢　正孝
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　香輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１４１９号
さいたま市西区大字指扇3311番地１　ヴァンベールライト203号、旧住所東京都世田谷区玉川台２丁目28番１号　アサカシオン玉川台402
債務者　和田　雅弘
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上原　伸幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
長野県東御市本海野1694番地１
債務者　石和　　良
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
長野地方裁判所上田支部